

## 第1章 計画策定にあたって



# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

平成17年に「食育基本法」が制定され、平成18年の「食育推進基本計画」の策定を受け、本市では食育基本法第18条1項に基づき、平成18年度策定の「沖縄県食育推進計画～食育おきなわ うまんちゅ（万人）プラン～」を踏まえて平成20年度に「沖縄市食育推進計画（いきいき・おきなわシティ食育プラン）」（以下「第1次計画」という。）を、平成24年度策定の「第2次沖縄県食育推進計画」を踏まえて平成25年度に「第2次沖縄市食育推進計画」（以下「第2次計画」という。）を、それぞれ策定しました。

第2次計画は、平成26年度から平成30年度までの5年間を対象に策定され、その間本市においては、食育展の開催やキッズクッキング教室、郷土料理教室、男性のための料理教室等を実施するなど、食育活動に積極的に取り組んできました。

しかし、近年、単独世帯やひとり親世帯の増加といった世帯構造の変化による共食機会の減少や生活様式の多様化に伴う伝統的食文化の希薄化といった課題が見受けられます。

さらに、健康寿命の延伸、食品の安全性に関わる事件・事故の発生、食品ロス問題等、社会的な大きな問題への取り組みも必要になってきます。

このような状況を踏まえ、市民をはじめ様々な関係者間の連携を密にし、あらゆるライフステージに応じた切れ目のない食育活動の環（わ）を広げる取り組みを展開し、総合的かつ計画的に一層推進するため、「第3次沖縄市食育推進計画（いきいき・おきなわシティ食育プラン）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

※「こども」の表記について、本計画では「こども」とし、関連計画に関する記述においては当該計画の表記に合わせることとします。

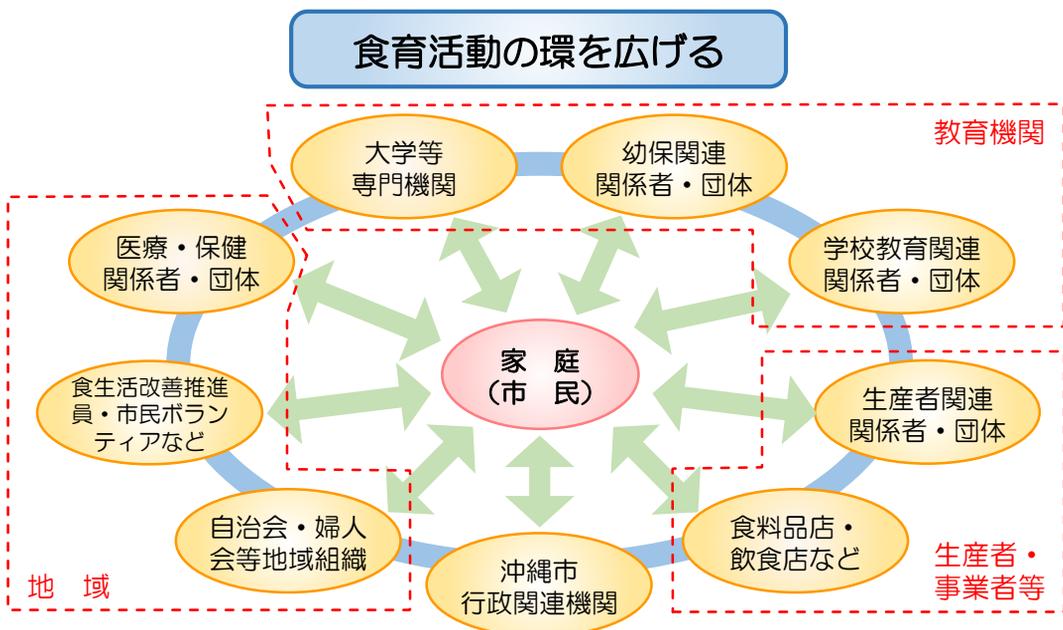


図1-1 食育活動の展開

## 2. 計画の位置づけ

平成25年度に策定した「第2次計画」は、食育基本法第18条1項に基づき、「食育」に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための市町村計画として位置づけられています。今回の見直しにあたっては、国の「第3次食育推進基本計画」（平成28年3月）及び沖縄県の「第3次食育推進計画」（平成30年3月）と整合性を持ち、かつ執行的な事業展開を推進するための計画と位置づけます。

さらに、「第4次沖縄市総合計画」（平成23年6月：前期基本計画、平成28年3月：後期基本計画）を上位計画とし、「第5次沖縄市地域保健福祉計画」（平成29年3月）の基本目標3「自分らしい健やかな生活を支えよう（3）市民の健康づくりや社会参加（就労）を支えましょう」を踏襲するとともに、平成30年度に見直しを行った「第2次ヘルシーおきなわシティ21」（平成31年3月）と連携します。また、「沖縄市こどものまち推進アクションプログラム」（平成28年3月）の重点事業「2安心して子育てができる環境をつくる（1）母子の健康と健やかな発育の支援」を推進し、「第6次沖縄市高齢者がんじゅう計画」（平成30年3月）の基本目標「①生涯にわたり健康の増進に取り組めるまち」と整合性を持った計画とします。

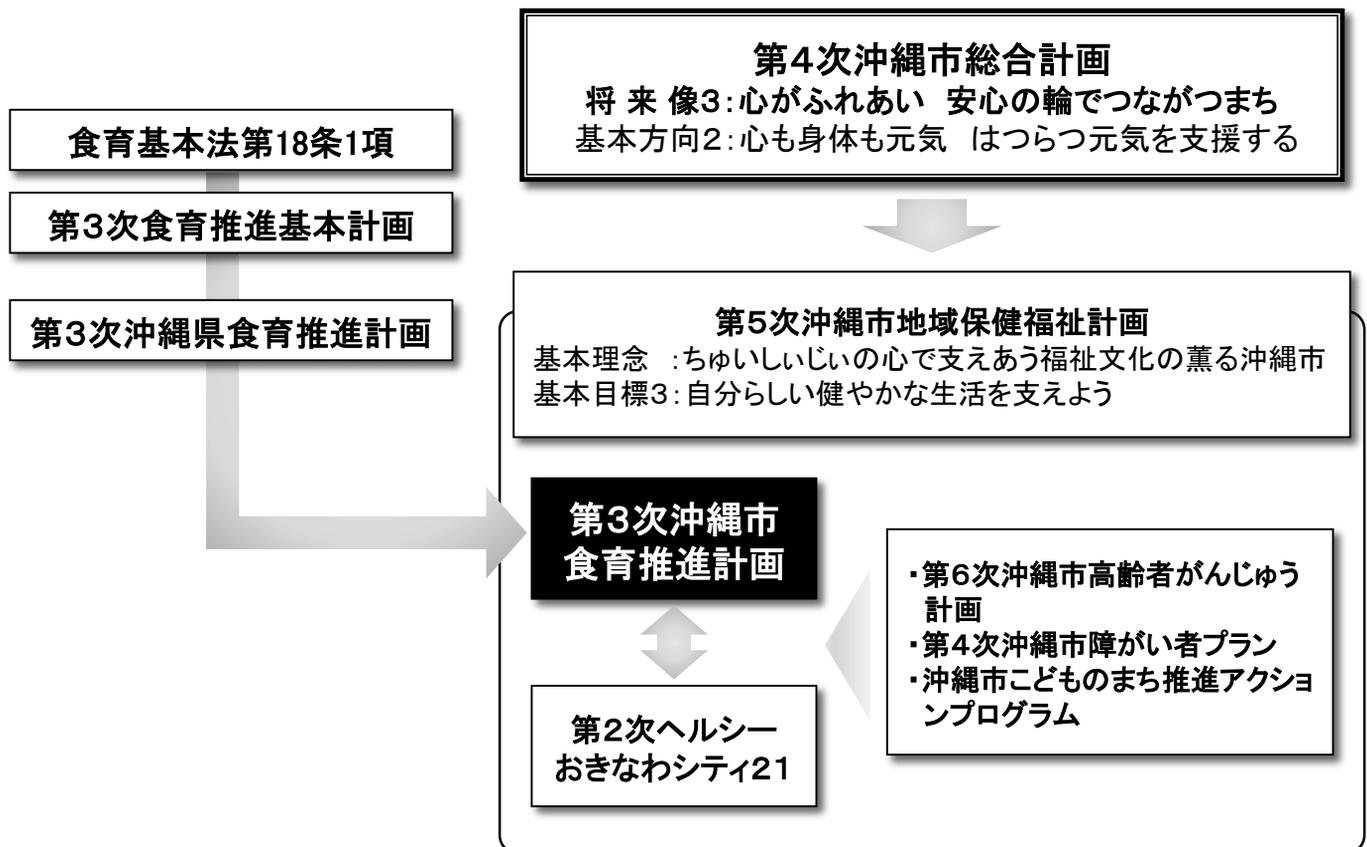


図1-2 第3次沖縄市食育推進計画の位置づけ

### 3. 計画の期間

平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5か年計画とし、最終年度を計画の目標達成年度とします。ただし、沖縄市総合計画や健康づくり、関連する単体計画に大幅な変更があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

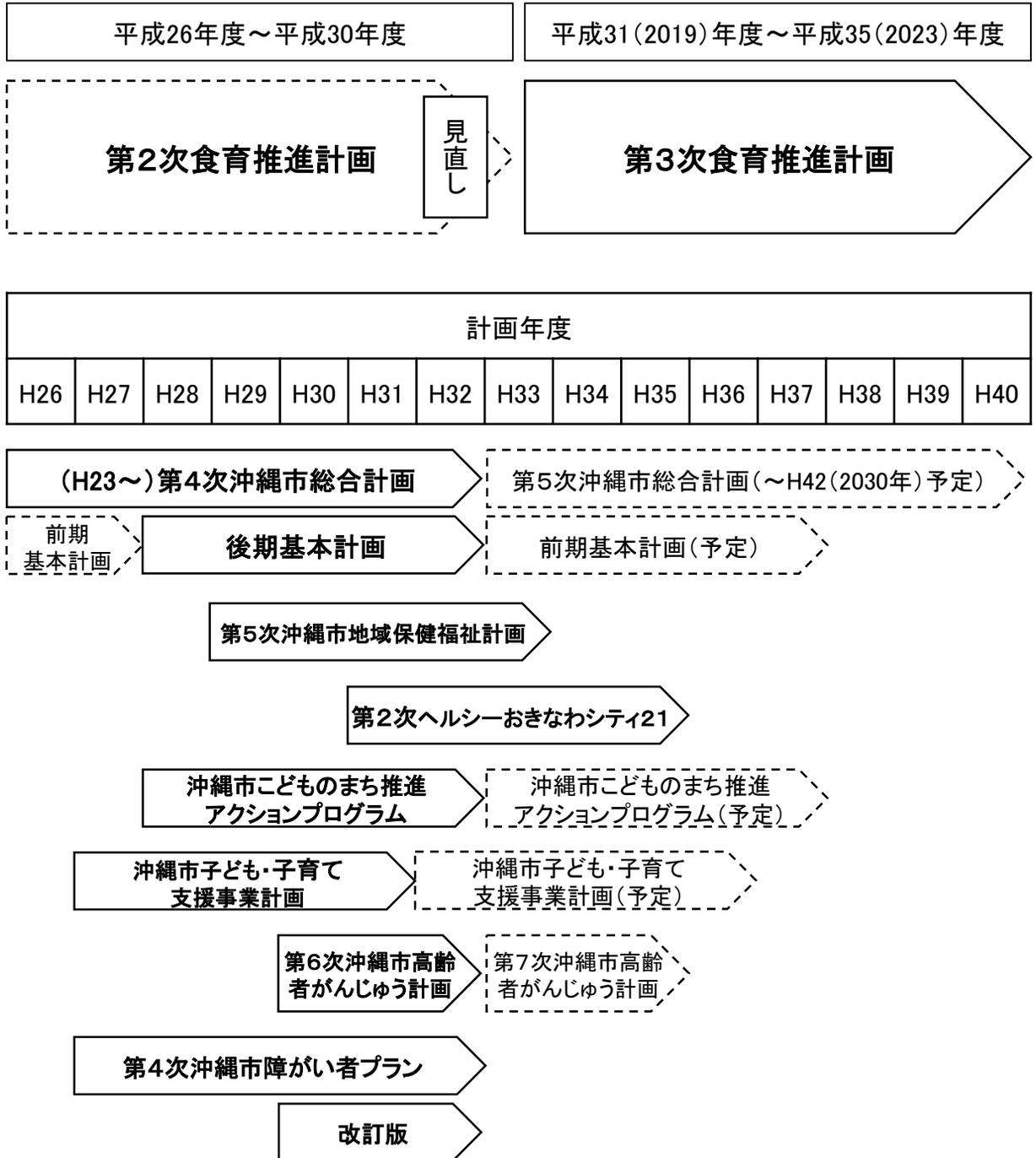


図1-3 食育や健康づくりに関連する計画の期間

## 4. 食育に関する国・県の基本的事項

### (1) 国の方針等

#### 1) 食育基本法(平成17年3月施行)

食育基本法では、食育に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的（第1条）としています。

また、第18条では、「市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下『市町村食育推進計画』という。）を作成するよう努めなければならない。」と定められています。

#### ■基本理念

- ① 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- ② 食に関する感謝の念と理解
- ③ 食育推進運動の展開
- ④ 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- ⑤ 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- ⑥ 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- ⑦ 食品の安全性の確保等における食育の役割

#### ■基本的施策

- ① 家庭における食育の推進
- ② 学校、保育所等における食育の推進
- ③ 地域における食生活の改善のための取組の推進
- ④ 食育推進運動の展開
- ⑤ 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- ⑥ 食文化の継承のための活動への支援等
- ⑦ 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

## 2) 第3次食育推進基本計画(平成28年3月策定)

食育推進基本計画は、食育基本法に基づき、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な方針や目標について定めたものです。平成18年3月に策定された「食育推進基本計画」、平成23年3月に策定された「第2次食育推進基本計画」の期間が終了し、新たに平成28年度から平成32年度（5年間）を期間とする「第3次食育推進基本計画」が策定されました。「第3次食育推進基本計画」では、5つの重点課題、食育を推進する7つの基本的な取組方針、15の目標のほか、促進に関する事項として取り組むべき施策等が設定されています。

### ■重点課題

- ① 若い世代を中心とした食育の推進
- ② 多様な暮らしに対応した食育の推進
- ③ 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ④ 食の循環や環境を意識した食育の推進
- ⑤ 食文化の継承に向けた食育の推進



- 子供から高齢者まで、生涯を通じた取組を推進
- 国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等が主体的かつ多様に連携・協働しながら食育の取組を推進

### ■基本的な取組方針

- ① 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- ② 食に関する感謝の念と理解
- ③ 食育推進運動の展開
- ④ 子供の食育における保護者、教育関係者等の役割
- ⑤ 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- ⑥ 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- ⑦ 食品の安全性の確保等における食育の役割

## ■食育の推進の目標

- ① 食育に関心を持っている国民を増やす
- ② 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす
- ③ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ④ 朝食を欠食する国民を減らす
- ⑤ 中学校における学校給食の実施率を上げる
- ⑥ 学校給食における地場産物等を使用する割合を増やす
- ⑦ 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ⑧ 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす
- ⑨ ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす
- ⑩ 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- ⑪ 農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ⑫ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
- ⑬ 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
- ⑭ 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす
- ⑮ 推進計画を作成・実施している市町村を増やす

## ■食育の総合的な促進に関する事項

- ① 家庭における食育の推進
- ② 学校、保育所等における食育の推進
- ③ 地域における食育の推進
- ④ 食育推進運動の展開
- ⑤ 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- ⑥ 食文化の継承のための活動への支援等
- ⑦ 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

## ■食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- ① 多様な関係者の連携・協働の強化
- ② 地方公共団体による推進計画の作成等とこれに基づく施策の促進
- ③ 積極的な情報提供と国民の意見等の把握
- ④ 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用
- ⑤ 基本計画の見直し

## (2) 県の方針等

### 1) 第3次沖縄県食育推進計画(平成30年3月策定)

平成25年3月に策定された「第2次沖縄県食育推進計画～食育おきなわ うまんちゅプラン～」(平成25年度～平成29年度)は、食育の推進に関する施策についての基本的な方針を示し、目標値を掲げ、様々な施策に取り組んできた結果、一定の成果をあげているものの、生活習慣病の予防及び改善につながる食生活の実践の面での課題や伝統的な食文化が失われつつあるなどの課題がみられることから、沖縄県の特性を生かした食育を、総合的かつ計画的に一層推進するために、平成30年3月に「第3次沖縄県食育推進計画～食育おきなわ うまんちゅプラン～」(平成30年度～平成34年度)を策定しました。前計画と同様に、県の基本的な考え方や方向性、具体的な施策(7つの基本施策、23の施策)の展開を体系化し、関係部局が連携して食育を推進するための基本として位置づけられています。

#### ■ 施策策定の基本となる事項

- ① 県民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指す
- ② 様々な体験活動等を通じて、食に関する感謝の念や理解を深める
- ③ 地域の特性に配慮し、県民運動としての食育を推進する
- ④ 子供が楽しく食について学ぶことができる取組を推進する
- ⑤ 食に関する体験活動、食育の推進活動を実践できる取組を推進する
- ⑥ 伝統的な食文化、環境と調和した生産と消費等に配慮し、県産農林水産物への理解を深めるとともに、生産者と消費者の交流を促進する
- ⑦ 食に関する幅広い情報の提供及び意見交換を推進する

#### ■ 重点課題

- ① 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
- ② 子どもの発達段階に応じた食育の推進
- ③ 地産地消等の推進による食育の推進
- ④ 食文化の普及・継承による食育の推進

#### ■ 7つの基本施策と具体的な取組

- ① 家庭における食育の推進
  - 1) 生活リズムの向上
  - 2) 子どもの肥満予防の促進
  - 3) 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導の充実
  - 4) 子どもの望ましい基本的な生活習慣づくり

- ② 学校、保育所等における食育の推進
  - 1) 学校における食育の取組
    - ア. 栄養教諭、学校栄養職員、給食主任等、学校給食関係者の研修
    - イ. 食に関する指導の年間指導計画の充実
    - ウ. 「生きた食材」としての学校給食の充実
    - エ. 食に関する指導の充実
    - オ. 食物アレルギー等の個別指導
    - カ. 衛生管理の充実
  - 2) 保育所等における食育の取組
- ③ 地域、職域における食育の推進
  - 1) 健康づくりと連携した食育の推進
  - 2) 沖縄県食生活改善推進員連絡協議会による実践
  - 3) 職場等における食育の推進
  - 4) 貧困な状況にある子どもに対する食育の推進
- ④ 生産者と消費者の交流促進等
  - 1) 地産地消による県産食材利用促進
    - ア. 地産地消推進のための広報宣伝活動
    - イ. 学校給食・ホテル・飲食店等における県産食材の利用促進
    - ウ. 食農教育の推進
  - 2) グリーン・ツーリズムの推進
    - ア. 農山漁村交流情報の発信
    - イ. グリーン・ツーリズム活動組織の育成
- ⑤ 食文化の普及・継承に向けた食育の推進
  - 1) 「日本型食生活」の推進
  - 2) 地域の伝統的な食文化の普及・継承
    - ア. 学校給食での郷土食、行事食の提供
    - イ. 島ヤサイ（伝統的農産物）に関する情報の配信
    - ウ. 沖縄の伝統的な食文化を普及・啓発する担い手の育成
    - エ. 沖縄の伝統的な食文化に関する情報のデータベース化
- ⑥ 食品の安全・安心の確保
  - 1) 食品衛生思想の普及啓発
  - 2) リスクコミュニケーション
  - 3) 食品表示法に基づく適正な食品表示の推進
    - ア. 食品表示法等に関する食品表示講習会の開催
    - イ. 食品表示法に関する巡回調査・点検の実施
- ⑦ 県民運動としての食育推進における普及啓発、協力体制の確立
  - 1) 食育推進本部の設置・運営
  - 2) 食育推進協議会の設置・運営
  - 3) 食育に関する普及啓発
  - 4) 家庭・学校・地域等との連携
  - 5) ボランティア活動等への支援
  - 6) 市町村食育推進計画策定の支援等